

工事の入札における最低制限価格及び調査基準価格等の見直しについて

横浜市が行う工事の入札において、ダンピング受注防止の観点から最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の下限の見直しが行われたことを踏まえ、公社においても次のとおり最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の下限の見直しを行います。これに伴い「公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程」及び「平成 31 年度公益財団法人横浜市建築保全公社発注方針」の一部を改正します。

1 実施時期

令和元年 12 月 3 日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。

2 見直しの内容

最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の下限を 7/10 から 7.5/10 に変更します。

(1) 最低制限価格

現行

$(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \text{ランダム係数}$
〔範囲：予定価格の 7/10 ~ 9.5/10〕



見直し後

$(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \text{ランダム係数}$
〔範囲：予定価格の **7.5/10** ~ 9.5/10〕
算出式中のランダム係数は 1.000 ~ 1.005 の範囲で無作為に抽出した数値

(2) 調査基準価格

現行

$(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55)$
〔範囲：予定価格の 7/10 ~ 9.5/10〕



見直し後

$(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55)$
〔範囲：予定価格の **7.5/10** ~ 9.5/10〕

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額としているため、ここでの説明は全て税抜きとしています。

3 改正規程等（赤字波線分が改正箇所） ホームページ更新済

（1）契約規程

第10条 第2項（最低制限価格の決定）

抜粋

前項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の10分の9.5から 10分の7.5 までの範囲内でその都度定めるものとする。

（2）平成31年度 公益財団法人横浜市建築保全公社 発注方針

建築、電気設備、機械設備工事共通基本事項

1 工事に関する発注（3）最低制限価格について

抜粋

最低制限価格（税抜）は設計書等に基づき、次の額の合計額（以下「算定基礎額」という。）に100/100から100.50/100の範囲内で無作為に抽出して得た数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額とします。

（直接工事費×100/100＋共通仮設費×90/100＋現場管理費×90/100＋一般管理費×55/100）

ただし、算定基礎額が予定価格（税抜）に95/100を乗じて100.5/100で除して得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に95/100を乗じて100.5/100で除して得た額とし、予定価格（税抜）に 75/100 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜）に 75/100 を乗じて得た額に、それぞれランダム係数を乗じて得た額とします。

なお、最低制限価格（税込）は予定価格（税込）の 75/100 から95/100の範囲内とします。

担当：総務課 契約係

Tel 641-3124